

港湾法施行令の一部を改正する政令について（閣議決定）

開発保全航路「備讃瀬戸航路」の指定区域を拡大

平成 21 年 12 月 4 日

瀬戸内海中央部に位置する開発保全航路「備讃瀬戸航路」では、船舶の安全な航行を確保するため、水深の浅い区域の浚渫を中心とした開発保全の業務を行ってきました。通過船舶の交通量が多い航路全域において、水深の維持、沈船や漂流物の除去等が行えるよう、政令で定める指定区域を拡大することとしました。

1．開発保全航路について

開発保全航路は、湾口部や内海等の海上交通の要衝・隘路となっている海域で、海上輸送を担う船舶等の航行の安全性、安定性を確保するため、開発や保全の工事が必要な航路として、全国で16の航路を指定（別紙1参照）。

2．開発保全航路で行う業務

国土交通省は必要に応じて、既存航路の拡幅や増深、航路標識の設置などを行うほか、航路の安全性を維持し確保するため、必要な水深等の維持、沈船の処理、漂流した貨物の除去を行うなど、航路の管理を実施。

3．今回の指定区域拡大について

特に、通過船舶の交通量が多い航路については、船舶航行の安全性等を確保するため、開発・保全業務を行うことができる指定区域の拡大を進めており、平成20年12月、東京湾の中ノ瀬航路、浦賀水道航路、瀬戸内海の来島海峡航路を指定済み。今回、関係者の調整が整った備讃瀬戸航路の指定区域の拡大を行うもの（別紙2参照）。

4．占用許可に関する経過措置

開発保全航路内に工作物（海底ケーブル等）の設置等を行う場合は、占用許可が必要となります。新たに指定する区域に現在設置されている工作物は経過措置の期間である平成22年3月15日までに占用許可を受けて頂くことが必要となります。

占用許可に関する問い合わせ・申請先

四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所 Tel：087-851-5522

5 . 今後のスケジュール

- 12月4日（金） 閣議決定
- 12月9日（水） 公布（予定）
- 12月16日（水） 施行（予定）

添付資料

別紙1：全国の開発保全航路 位置図（PDF ファイル）

別紙2：備讃瀬戸航路の開発保全航路指定区域について（PDF ファイル）

参考1：港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱（PDF ファイル）

参考2：港湾法施行令の一部を改正する政令案・理由（PDF ファイル）

参考3：港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（PDF ファイル）

参考4：港湾法施行令の一部を改正する政令案参照条文（PDF ファイル）

お問い合わせ先

国土交通省港湾局計画課 福元

TEL：（03）5253-8111（内線 46463） 直通（03）5253-8669